## 令和6年度 岡崎市大気汚染調査結果について

## 1 大気汚染常時監視結果

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、大気汚染の状況を把握するため、下記のとおり 常時監視を実施しました。

### (1) 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## (2) 調査地点及び測定項目

## ア 調査地点

(ア) 一般環境大気測定局:2局 (イ) 自動車排出ガス測定局:3局

#### イ 測定項目

# (ア) 一般環境大気測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	非メタン炭化水素
	(SO <sub>2</sub> )	$(NO_2)$	(CO)	(SPM)	(0x)	(PM2.5)	(NMHC)
岡崎市南部庄司田大気測定局		$\cap$	_	$\cap$		$\cap$	_
場所:庄司田1丁目17		O			O	O	
岡崎市東部樫山大気測定局	_	$\cap$	_	$\cap$	$\cap$	$\cap$	_
場所:樫山町山ノ神 21-31		U	_	U	U		_

<sup>(</sup>注1) 一般環境大気測定局とは、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

## (イ) 自動車排出ガス測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	非メタン炭化水素
	$(S0_2)$	$(NO_2)$	(CO)	(SPM)	(0x)	(PM2.5)	(NMHC)
岡崎市矢作大気測定局	_	0	_	0	0	0	_
場所:矢作町馬乗 110-1							
岡崎市大平大気測定局	$\cap$	$\cap$	$\cap$	$\cap$	$\cap$		$\cap$
場所:大平町二ノ沢 67				O	O	U	)
岡崎市鴨田大気測定局 場所:鴨田町広元306	_	0	—	0	0	0	—

(注) 自動車排出ガス測定局とは、自動車走行による排出物質に起因する大気の汚染状況を 常時監視する測定局

# 【参考】大気測定局の配置



以下、測定局の種別及び局名は次のとおり表記します。

## (種別)

一般環境大気測定局 → 一般局 自動車排出ガス測定局 → 自排局

## (局名)

岡崎市南部庄司田大気測定局 → 庄司田 岡崎市東部樫山大気測定局 → 樫山 岡崎市矢作大気測定局 → 矢作 岡崎市大平大気測定局 → 大平 岡崎市鴨田大気測定局 → 鴨田

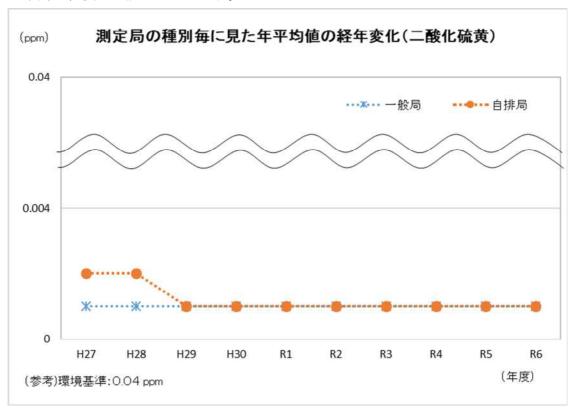
- (3) 環境基準が定められた物質の環境基準の達成状況と年平均値の経年変化 ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)
  - (ア) 環境基準の達成状況(長期的評価、短期的評価)

一般局1局、自排局1局で測定を行い、いずれの局も長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

	局名	年度	日平均値の	1日平均値 0.04ppm	達成	状況
種別			2%除外値 (ppm)	を超えた日が 2日以上連続した 場合の有無	長期的評価	短期的評価
		R 4	0.002	なし	0	0
一般局	庄司田	R 5	0. 001	なし	0	0
		R 6	0. 001	なし	0	0
		R 4	0.002	なし	$\circ$	0
自排局	大平	R 5	0.002	なし	0	0
		R 6	0.002	なし	0	0

環境	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm
基準	以下であること。(昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示)
	長期的評価:年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い
	方から2%の範囲内にあるものを除外した値(上表では、日
	平均値の2%除外値と表記した。)が 0.04ppm 以下であるこ
評価	と。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連
方法	続しないこと。
	短期的評価:1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時間値又は
	1日平均値)とを比較して評価する。
	(昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

(イ) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の年平均値の経年変化 令和 6 年度の年平均値は、一般局で 0.001ppm、自排局で 0.001ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



(単位:ppm)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般局	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0.001	0.001	0.001	0.001	0. 001
自排局	0. 002	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001	0.001	0.001	0.001	0.001	0. 001

- (注1) 年平均値とは、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。
- (注2) 有効測定局とは、年間測定時間が6,000時間以上の測定局です。

# イ 二酸化窒素(NO2)

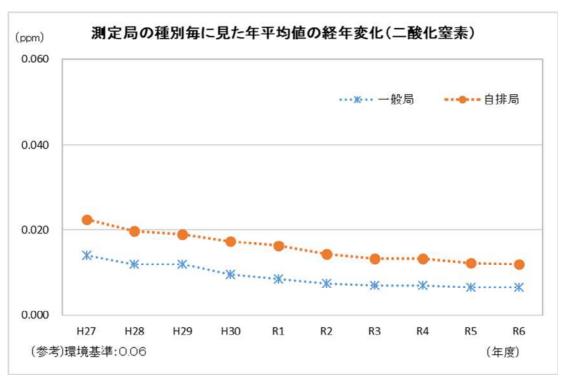
(ア) 環境基準の達成状況(長期的評価のみ)

一般局2局、自排局3局で測定を行い、全ての局で環境基準を達成しました。

			日平均値の	
種別	局名	年度	年間 98%値	達成状況
			(ppm)	
		R 4	0.023	0
	庄司田	R 5	0.020	0
一般局		R 6	0.018	0
一		R 4	0.013	0
	樫山	R 5	0.011	0
		R 6	0.011	0
		R 4	0.024	0
	矢作	R 5	0.025	0
		R 6	0.022	0
		R 4	0.034	0
自排局	大平	R 5	0.031	0
		R 6	0. 029	0
		R 4	0.022	0
	鴨田	R 5	0.021	0
		R 6	0.019	0

環境	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又
基準	はそれ以下であること。(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示)
	長期的評価:年間における1日平均値のうち、低いほうから98%
評価	に相当する値(上表では、日平均値の年間 98%値
方法	と表記した。) が、0.06ppm 以下であること。
	(昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号)

(イ) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の年平均値の経年変化 令和 6 年度の年平均値は、一般局 2 局で 0.007ppm、自排局 3 局で 0.012ppm です。 最近 10 年間は、ゆるやかな減少傾向にあります。



(単位:ppm)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般局	0.014	0. 012	0. 012	0. 010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0. 007
自排局	0. 023	0. 020	0. 019	0. 017	0. 016	0. 014	0. 013	0. 013	0. 012	0. 012

#### <参考>一酸化窒素及び窒素酸化物の最近10年間の年平均値の経年変化

(単位:ppm)

	年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一酸	一般局	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0. 002
酸化窒素	自排局	0.026	0.021	0.019	0.017	0.016	0.013	0.013	0.012	0.012	0. 009
窒素酸化物	一般局	0.019	0.016	0.016	0.013	0.012	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
化物	自排局	0.048	0.040	0.038	0.034	0.031	0. 028	0.026	0. 025	0.024	0. 021

(注) 窒素酸化物は、一酸化窒素及び二酸化窒素の合計(集計上、値がずれる場合があります。)

# ウ 一酸化炭素(СО)

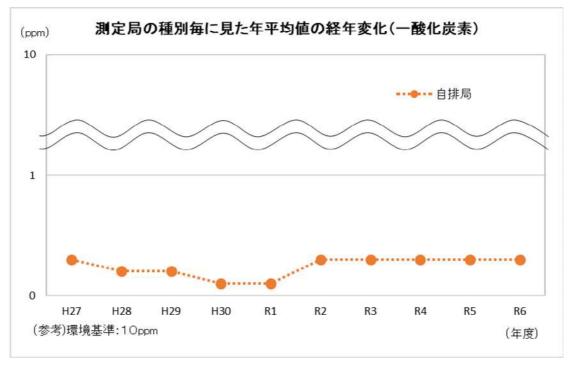
(ア) 環境基準の達成状況(長期的評価、短期的評価)

自排局1局で測定を行い、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

	局名 年月		日平均値の	1日平均値が 10ppmを超えた日	達成状況		
種別		年度	2%除外値 (ppm)	が2日以上連続した場合の有無	長期的 評価	短期的 評価	
	:局 大平	R 4	0.5	なし	0	0	
自排局		R 5	0.5	なし	0	0	
		R 6	0. 4	なし	0	0	

環境	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間
基準	平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
	長期的評価:年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の
	高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(上表
	では、日平均値の2%除外値と表記した。)が 10ppm 以
評価	下であること。ただし、1日平均値が 10ppm を超えた日
方法	が2日以上連続しないこと。
	短期的評価:1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時間値
	又は1日平均値)とを比較して評価する。
	(昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

# (イ) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の年平均値の経年変化 令和 6 年度の年平均値は、自排局 1 局で 0.3ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



(単位:ppm)

									\ 1 I	· I- I/
年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自排局	0.3	0.2	0.2	0. 1	0. 1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

# 工 浮遊粒子状物質 (SPM)

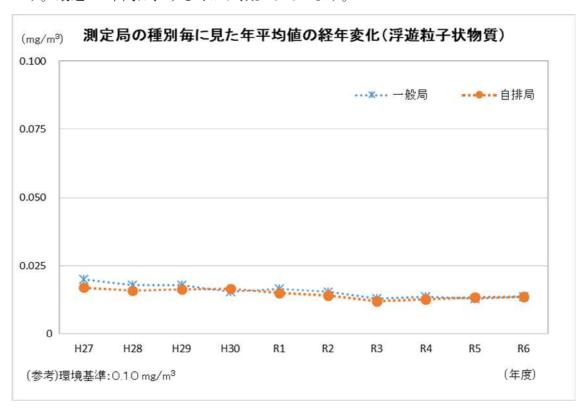
(ア) 環境基準の達成状況(長期的評価、短期的評価)

一般局2局、自排局3局で測定を行い、全ての局で長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

			日平均値の	1日平均値が 0.10mg/㎡を超えた	達成	状況
種別	局名	年度	2%除外値 (mg/m³)	日が2日以上連続し た場合の有無	長期的 評価	短期的 評価
		R 4	0.028	なし	0	0
	庄司田	R 5	0. 033	なし	0	0
一般局		R 6	0. 030	なし	0	0
一灯	樫山	R 4	0. 025	なし	0	0
		R 5	0.030	なし	0	0
		R 6	0. 030	なし	0	0
	矢作	R 4	0.030	なし	0	0
		R 5	0. 036	なし	0	0
		R 6	0. 031	なし	0	0
		R 4	0. 026	なし	0	0
自排局	大平	R 5	0. 030	なし	0	0
		R 6	0. 028	なし	Ο	0
		R 4	0. 023	なし	0	0
	鴨田	R 5	0. 027	なし	0	0
		R 6	0. 027	なし	0	0

環境	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が
基準	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
	長期的評価:年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定
	値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した
	値(上表では、日平均値の2%除外値と表記した。)
評価	が 0.10mg/m゚以下であること。ただし、1 日平均値が
方法	0.10mg/㎡を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価:1時間又は1日を通した測定結果と環境基準(1時
	間値又は1日平均値)とを比較し評価する。
	(昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

# (イ) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の年平均値の経年変化 令和 6 年度の年平均値は、一般局 2 局で 0.014mg/m³、自排局 3 局で 0.014mg/m³で す。最近 10 年間は、ゆるやかに減少しています。



(単位: mg/m³)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般局	0. 020	0. 018	0. 018	0. 016	0. 017	0. 016	0. 013	0. 014	0. 013	0. 014
自排局	0. 017	0. 016	0. 016	0. 017	0. 015	0. 014	0. 012	0. 013	0. 013	0. 014

# オ 光化学オキシダント (Ox)

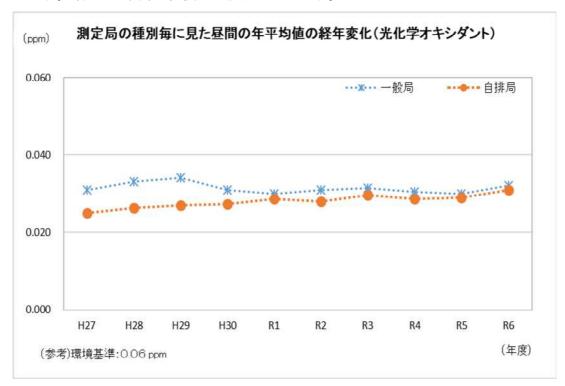
(ア) 環境基準の達成状況 (短期的評価のみ)

一般局2局、自排局3局で測定を行い、全ての局で環境基準を達成しませんでした。

			昼間の1時間	値が 0.06ppm	
種別	局名	年度	を超えた日	数と時間数	達成状況
			(日)	(時間)	
		R 4	74	358	×
	庄司田	R 5	66	278	×
ர்∩. ⊟		R 6	76	330	×
一般局		R 4	57	223	×
	樫山	R 5	46	183	×
		R 6	52	207	×
		R 4	75	347	×
	矢作	R 5	71	324	×
		R 6	76	359	×
		R 4	32	145	×
自排局	大平	R 5	37	111	×
		R 6	46	154	×
		R 4	56	255	×
	鴨田	R 5	54	220	×
		R 6	71	326	×

環境 基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	短期的評価:年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

(4) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の昼間年平均値の経年変化 令和 6 年度の昼間の年平均値は、一般局 2 局で 0.032ppm、自排局 3 局で 0.031ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



(単位:ppm)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般局	0. 031	0. 033	0. 034	0. 031	0. 030	0. 031	0. 032	0. 031	0. 030	0. 032
自排局	0. 025	0. 026	0. 027	0. 027	0. 029	0. 028	0. 030	0. 029	0. 029	0. 031

(注) 光化学オキシダントの昼間平均値は、昼間時間帯 (5 時~20 時) における測定値 の集計結果です。

# カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

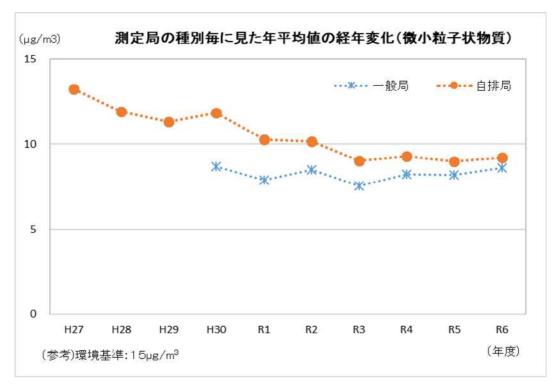
(ア) 環境基準の達成状況(長期的評価、短期的評価)

一般局2局、自排局3局で測定を行い、全ての局で長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

14 Dul		欠曲	TT44 ( ) ( )	日平均値の年間	達成	状況
種別	局名	年度	年平均値(μg/m3)	98%値(μg/m3)	長期基準	短期基準
		R 4	9. 1	17. 1	0	0
	庄司田	R 5	8. 8	20. 3	0	0
一般局		R 6	9. 1	21. 5	0	0
一		R 4	7. 4	15. 3	0	0
	樫山	R 5	7. 6	18. 2	0	0
		R 6	8. 1	20. 4	0	0
	矢作	R 4	8. 7	18. 5	0	0
		R 5	8. 6	21. 7	0	0
		R 6	9. 6	21. 3	0	0
		R 4	10. 7	20. 0	0	0
自排局	大平	R 5	9. 8	20. 9	0	0
		R 6	9. 1	21. 8	0	0
		R 4	8. 5	17. 9	0	0
	鴨田	R 5	8. 6	20. 4	0	0
		R 6	8. 9	19. 8	0	0

環境	1 年平均値が 15 μ g/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³以下で
基準	あること。(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示)
	長期基準:年間にわたる1年平均値が15μg/m³以下であること。
評価	短期基準:年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当す
方法	る値(上表では、日平均値の年間 98%値と表記した。)が、
	35μg/m³以下であること。 (平成 21 年 9 月 9 日環水大総発第 090909001 号)

(イ) 測定局の種別毎に見た最近 10 年間の年平均値の経年変化 令和 6 年度の年平均値は、一般局 2 局で  $8.6 \mu$  g/m³、自排局 3 局で  $9.2 \mu$  g/m³です。 最近 10 年間は、ゆるやかに減少しています。



(単位: μg/m³)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一般局				8. 7	7. 9	8. 5	7. 6	8. 3	8. 2	8. 6
自排局	13. 2	11. 9	11. 3	11. 9	10. 3	10. 2	9. 0	9. 3	9. 0	9. 2

#### (ウ) 成分分析結果

- 一般局1局(庄司田)で四季毎に連続2週間(延べ56日間)、微小粒子状物質の成分分析を実施しました。
  - a 微小粒子状物質質量濃度の年平均値は、7.9 μ g/m<sup>3</sup>でした。
  - b 微小粒子状物質の主な成分は、元素状炭素 (EC)、有機性炭素 (OC)、硝酸イオン ( $NO^{3-}$ )、硫酸イオン ( $SO_4^{2-}$ ) 及びアンモニウムイオン ( $NH^{4+}$ ) であり、その合計は、約7割を占めていました。



(4) 炭化水素の最近10年間の年平均値の経年変化

ア 非メタン炭化水素(NMHC)

(単位:ppmC)

	年度		H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大	年平均値	0. 11	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0. 10	0. 10	0. 10	0. 10
並	6~9時 における 年平均値	0. 12	0. 10	0. 11	0. 10	0.09	0. 10	0. 10	0. 10	0. 11	0. 11

- (注1) 単位の ppmC とは、炭素原子数を基準として表した ppm 値です。
- (注2)「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について (答申)」(昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申)において、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」としています。

# イ メタン (CH<sub>4</sub>)

(単位:ppmC)

	年度		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
<b>+</b>	7	年平均値	1. 93	1. 94	1. 94	1. 94	1.96	1. 97	2. 00	1. 99	2. 00	2. 01
寸	乙	6~9時 における 年平均値	1. 94	1. 95	1. 96	1.96	1. 97	1. 98	2. 01	2.00	2. 01	2. 02

## ウ 全炭化水素(HC)

(単位:ppmC)

	年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大	年平均値	2.04	2. 03	2. 03	2. 04	2. 04	2. 06	2. 10	2. 09	2. 10	2. 11
平	6~9時 における 年平均値	2.07	2.05	2.06	2.06	2.06	2.09	2. 12	2. 11	2. 11	2. 14

## 2 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、下記のとおりモニタリング調査を実施しました。

## (1) 調査期間

令和6年4月から令和7年3月まで

## (2) 調査地点及び測定項目

#### ア 調査地点

地点名	所在地			
矢作	矢作町馬乗 110-1			
樫山	樫山町山ノ神 21-31			

#### イ 測定項目

有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いとされ、特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)による大気汚染の状況を把握するために、ダイオキシン類を除く23物質を市内2地点(矢作・樫山)でモニタリング調査を実施しました。

#### 【調査地点の配置図】



#### (3) 調査地点の調査対象物質毎の属性

環境省の「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」(平成 25 年 8 月 30 日 環水大大発第 1308304 号 以下「ガイドライン」という。)により、各調査地点について、大規模な有害大気汚染物質の発生源により影響を受ける可能性がある場合は「固定発生源周辺」の属性、道路を走行する自動車等からの直接的な影響がある場合は「沿道」の属性を付与しました。

具体的には、調査地点から 5 km 以内に特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出(大気排出量:令和元年度実績まで)で、ガイドラインに示されている固定発生源とする排出量(算定量)以上の有害大気汚染物質を大気中に排出している事業場がある場合は、固定発生源周辺の属性を付与しました。

また、幹線道路の道路端から 20m 以内にある調査地点については、沿道の属性を付与しました。

なお、各調査地点で、固定発生源周辺属性及び沿道属性を付与しなかった調査対象物質については、一般環境の属性を付与しました。

調査地点の地点区分及び調査対象物質ごとの属性は、下表のとおりです。

	調査地点	矢作	樫山
	地点区分	全国標準	全国標準
1	ベンゼン	С	A
2	トリクロロエチレン	С	A
3	テトラクロロエチレン	С	A
4	シ゛クロロメタン	С	A
5	アクリロニトリル	С	A
6	塩化ビニルモノマー	С	A
7	水銀及びその化合物	С	A
8	ニッケル化合物	С	A
9	クロロホルム	С	A
10	1,2-ジクロロエタン	С	A
11	1, 3-ブタジエン	С	A
12	ヒ素及びその化合物	С	A
13	マンガン及びその化合物	С	A
14	塩化メチル	С	A
15	アセトアルテ゛ヒト゛	D	A
16	酸化エチレン	С	A
17	トルエン	D	A
18	ホルムアルテ゛ヒト゛	С	A
19	クロム及びその化合物	С	A
20	クロム及び三価クロム化合物	С	A
21	六価クロム化合物	С	A
22	ベリリウム及びその化合物	С	A
23	ベンゾ[a]ピレン	С	A

A:一般環境、B:固定発生源周辺、C:沿道、D:沿道かつ固定発生源周辺

# (4) 環境基準の達成状況(4項目)

## ア ベンゼン

2地点ともに環境基準を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0. 55	0.90	0. 26	0
矢作	R 5	0. 61	1.2	0. 19	$\circ$
	R 6	0. 63	1. 2	0. 34	0
	R 4	0.41	0.70	0. 17	0
樫山	R 5	0. 49	0.87	0. 13	$\circ$
	R 6	0. 50	1. 1	0. 21	0

# イ トリクロロエチレン

2地点ともに環境基準を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 ( μ g/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.055	0.12	<0.002	0
矢作	R 5	0.030	0.11	<0.007	0
	R 6	0.094	0. 25	0. 021	0
樫山	R 4	0.028	0. 067	<0.0019	0
	R 5	0.012	0. 063	<0.005	0
	R 6	0. 068	0. 16	0.014	Ο

環境基準	年平均値が 130 μ g/m³以下であること。
------	--------------------------

# ウ テトラクロロエチレン

2地点ともに環境基準を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.0082	0. 033	<0.006	0
矢作	R 5	0.011	0. 056	<0.0016	0
	R 6	0. 042	0. 11	0. 020	0
樫山	R 4	0.0065	0. 022	<0.006	0
	R 5	0.0092	0. 047	<0.0015	0
	R 6	0. 034	0. 066	0. 015	0

環境基準 年平均値が 200 µ g/m³以下であること。
-------------------------------

# エ ジクロロメタン

2地点ともに環境基準を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 ( μ g/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	1. 2	2.4	0. 51	0
矢作	R 5	1. 1	2.6	0.36	0
	R 6	1.5	2.8	0. 75	0
	R 4	0.66	0.92	0.41	0
樫山	R 5	0.66	1.2	0. 27	0
	R 6	0. 96	1.8	0. 52	0

# (5) 指針値の達成状況(11項目)

ア アクリロニトリル

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.0041	0. 023	<0.0011	0
矢作	R 5	0.0031	0. 012	<0.0012	0
	R 6	0.014	0.040	<0.0005	0
樫山	R 4	0.0026	0. 014	<0.0011	0
	R 5	0.0013	0. 0066	<0.0013	0
	R 6	0.0072	0.031	<0.0005	О

指針値	年平均値が 2 μ g/m³以下であること。
-----	------------------------

# イ 塩化ビニルモノマー

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.0040	0. 012	0. 0028	0
矢作	R 5	0.022	0. 23	<0.0008	0
	R 6	0. 012	0. 033	0.0034	0
	R 4	0.0031	0. 006	<0.0026	0
樫山	R 5	0. 021	0. 22	<0.0008	0
	R 6	0. 012	0. 035	<0.0025	0

指針値 年平均値が 10 μ g/m³以下であること。
-----------------------------

# ウ 水銀及びその化合物

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (ngHg/m³)	最大値 (ngHg/m³)	最小値 (ngHg/m³)	達成状況
	R 4	1. 4	1.5	1. 1	0
矢作	R 5	1.5	1.7	1.2	$\circ$
	R 6	1.5	1.8	0. 93	Ο
	R 4	1.3	1.5	0.96	0
樫山	R 5	1. 2	1.4	1.0	$\circ$
	R 6	1.3	1.7	0. 69	0

指針値	年平均値が 40ngHg/m³以下であること。
-----	-------------------------

# エ ニッケル化合物

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (ngNi/m³)	最大値 (ngNi/m³)	最小値 (ngNi/m³)	達成状況
	R 4	1.2	3.0	0.51	0
矢作	R 5	1.2	2. 1	0.41	0
	R 6	2. 0	4.5	0. 78	0
	R 4	2. 0	11	0.51	0
樫山	R 5	1.1	2.4	0. 27	$\circ$
	R 6	1.9	7. 2	0. 42	О

指針値	年平均値が 25ngNi/m³以下であること。
111 11111111111111111111111111111111111	

# オ クロロホルム

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0. 10	0. 15	0.034	0
矢作	R 5	0. 12	0. 20	0. 079	0
	R 6	0. 19	0. 26	0. 14	0
	R 4	0.090	0.14	0. 037	0
樫山	R 5	0. 11	0. 23	0. 068	0
	R 6	0. 17	0. 20	0. 13	0

指針値 年平均値が 18 μ g/m³以下であること。	指針値
-----------------------------	-----

# カ 1,2-ジクロロエタン

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.032	0. 063	0.005	0
矢作	R 5	0. 083	0. 22	<0.003	0
	R 6	0. 14	0. 29	0. 086	Ο
	R 4	0.033	0. 065	0.008	0
樫山	R 5	0. 082	0.23	0. 005	0
	R 6	0. 14	0.31	0. 080	0

拍断値   午半均値か1.6μg/m以下であること。	指針値	年平均値が 1.6μg/m³以下であること。
----------------------------	-----	------------------------

# キ 1,3-ブタジエン

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	0.021	0. 047	<0.0024	0
矢作	R 5	0. 026	0. 13	<0.004	0
	R 6	0. 055	0. 098	0. 029	0
	R 4	0.0074	0. 020	<0.0022	0
樫山	R 5	0.015	0. 076	<0.003	0
	R 6	0. 037	0. 096	0.014	Ο

W VI /+	F
指針值	年平均値が 2.5μg/m³以下であること。

# ク ヒ素及びその化合物

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (ngAs/m³)	最大値 (ngAs/m³)	最小値 (ngAs/m³)	達成状況
	R 4	0.46	1.4	0.080	0
矢作	R 5	0. 57	2. 3	0. 11	0
	R 6	0. 92	1. 9	0. 27	0
	R 4	0. 41	1.3	0. 073	0
樫山	R 5	0. 43	1.3	0. 098	0
	R 6	0.84	1.6	0. 23	0

指針値	年平均値が6ngAs/m³以下であること。
1日五川日	$+   \mathcal{A}_{\text{left}}   $

# ケ マンガン及びその化合物

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (ngMn/m³)	最大値 (ngMn/m³)	最小値 (ngMn/m³)	達成状況
	R 4	9. 6	19	4. 4	0
矢作	R 5	13	34	2. 1	0
	R 6	17	29	11	0
	R 4	7. 2	13	2.8	0
樫山	R 5	10	22	1.9	0
	R 6	12	34	4. 4	0

|--|

# コ 塩化メチル

2地点ともに指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	1. 1	1.2	0.79	0
矢作	R 5	1. 1	1.4	0.85	0
	R 6	1. 2	1.5	1.0	0
	R 4	1. 1	1.3	0.85	0
樫山	R 5	1.1	1.4	0. 90	0
	R 6	1. 2	1. 5	1.0	Ο

指針値	年平均値が 94μg/m³以下であること。
1112112	1 1 3 1200 0 1200 11 1 000 0 = = = 0

# サ アセトアルデヒド

2地点いずれも指針値を達成しました。

測定地点	年度	年平均値 (μg/m³)	最大値 (μg/m³)	最小値 (μg/m³)	達成状況
	R 4	2. 0	4. 5	1. 1	0
矢作	R 5	2. 0	3. 5	1. 2	0
	R 6	2. 3	3. 6	1. 5	0
	R 4	1.2	2. 2	0.70	0
樫山	R 5	1.2	1.9	0.63	0
	R 6	1.6	3. 2	0. 98	0

指針値	年平均値が 120μg/m³以下であること。
-----	------------------------

## (6) 環境基準及び指針値が定められていない物質(6項目)

### ア 揮発性有機化合物

物質名	年平均値	$(\mu \text{ g/m}^3)$	令和4年度全国調査 (μg/m³)
物具石	矢作	樫山	全国平均值
酸化エチレン	0.094	0. 13	0.074
トルエン	4. 1	2. 3	5. 2

## イアルデヒド類

物質名	年平均値 (μg/m³)		令和4年度全国調査 (μg/m³)
物具石	矢作	樫山	全国平均值
ホルムアルデヒド	2. 6	1.7	2. 5

#### ウ 金属類

H-bm FFF タ	年平均値	(ngCr/m³)	令和4年度全国調査 (ngCr/m³)
物質名	矢作	樫山	全国平均値
クロム及びその化合物	2.8	1.5	4. 2
クロム及び三価クロム化合物	2. 6	1.4	
六価クロム化合物	0. 16	0. 13	

物質名	年平均値	直(ngBe/m³) 令和4年度全国調査(	
物具石	矢作	樫山	全国平均值
ベリリウム及びその化合物	0.0081	0.0055	0. 016

#### 工 多環芳香族化合物

物質名	年平均値	$(ng/m^3)$	令和4年度全国調査(ng/m³)
物貝石	矢作	樫山	全国平均値
ベンゾ[a]ピレン	0. 089	0.068	0. 16

- 備考1 年平均値は、測定値が検出下限値未満の場合は、その値に 1/2 を乗じた値を用いて算出しています。
- 備考2 令和4年度全国調査の全国平均値は「令和4年度 大気汚染状況について(有害 大気汚染物質モニタリング調査結果報告)」(環境省報道発表資料)によります。
- 3 一般環境中アスベストモニタリング調査結果

環境省のアスベストモニタリングマニュアルに基づき、市内中心部で一般大気環境中の アスベスト濃度測定を行いました。

(1) 調查期間

令和6年11月12日から令和6年11月14日まで

(2) 調査地点 東明大寺町地内 2地点

(3) 調査結果

2地点ともアスベスト繊維数は検出下限値(0.056本/リットル)未満でした。

#### [用語解説]

#### 環境基準

環境基本法第16条に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境 上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持される ことが望ましい基準を定める。」と規定されており、この基準を環境基準といいます。

#### 指針值

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

#### ppm

parts per million の略。100万分中の幾つであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度 や含有率を表すのに使われます。

大気汚染では、 $1 \, \text{m}^3$ の大気中に $1 \, \text{cm}^3$ の汚染物質が含まれている状態を $1 \, \text{ppm}$ で表します。

#### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分です。

無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるととも に呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり植物を枯らしたり するといわれています。

#### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素と酸素の化合物の代表的なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。

赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

#### 一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。 発生源は、自動車によるものが多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも 発生します。

人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

#### 浮遊粒子状物質(SPM)

SPM は、Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であってその直径が  $10\,\mu\,\mathrm{m}=(1/100)\,\mathrm{mm}$  以下のものをいいます。

発生源は、工場、自動車、家庭等人為由来のもののほか、土壌の舞い上がりや海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出された SO<sub>x</sub> や NO<sub>x</sub>、炭化水素などから大気中で生成する二次粒子や煙突から排出されたガスが大気中で冷やされてできる

凝縮性ダストなどがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれています。

#### 光化学オキシダント(0x)

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるものですが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。

高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、 視程障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれています。

#### 微小粒子状物質(PM2.5)

PM2.5の PM は、Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直径が  $2.5 \mu$  m = (2.5/1000) mm 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する1次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した2次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていることが報告されています。

#### 非メタン炭化水素

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもので、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。主な発生源は、工場・事業場、自動車などです。

#### ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%程度含まれています。

特有の芳香性を持つ水より軽い無色の液体で、水には溶けにくいが有機溶媒にはよく溶けます。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定です。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感 覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれてい ます。

#### トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

無色の水より重い液体でクロロホルムのような臭いがあり、目、鼻、喉を刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛、めまい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

#### テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

無色の液体で、エーテルのような臭いがあります。高濃度の場合、目、鼻、喉を刺激しま

す。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こします。また、が んの原因になるといわれています。

#### ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目、喉を刺激する ほか精巣毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛、めまい、吐き気を起こしま す。

マウスについては発がん性が明らかですが、人については可能性を完全には除去できないが可能性は小さいとされています。

#### アクリロニトリル

シアン化ビニルとも呼ばれ、アクリル系合成繊維、合成ゴム、アクリルニトリル系樹脂、接着剤等の原料として使用されています。

甘味臭を有する無色の液体で引火性があり、水並びにアセトン、ベンゼン等の有機溶剤に可溶です。催眠性があり、皮膚や目を刺激します。蒸気吸入及び皮膚吸収により神経系、呼吸器系、消化器系等の障害として現れます。

#### 塩化ビニルモノマー

クロロエチレンとも呼ばれ、ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されています。 空気の 2.2 倍重い気体で、エタノールに溶け、水にもわずかに溶けます。 目を刺激し、液体が皮膚につくと凍傷を起こします。発がん性があります。

#### 水銀及びその化合物

金属水銀のほかに塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれますが、一般大気環境中では 大部分が金属水銀(水銀蒸気)として存在しています。なお、水銀は、金属光沢を有する液 体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されています。

皮膚や目を刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。

#### ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル水酸化物、ニッケル硫化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれます。

ステンレスの原料やメッキなどに使用されています。発がん性があります。

#### クロロホルム

トリクロロメタンとも呼ばれ、フッ素系冷媒やフッ素樹脂の原料、医薬品(消毒剤)、ゴムやロウなどの溶剤、抽出溶媒等に用いられます。また、上下水道水の塩素処理によっても発生します。

揮発性を有する無色透明の液体で蒸気には甘みがあり、また、発がん性が指摘されています。

#### 1,2-ジクロロエタン

塩化エチレン、二塩化エチレンとも呼ばれ、塩化ビニル等の合成原料、フィルム洗浄剤、 有機溶剤、殺虫剤、ビタミン抽出剤、燻蒸剤などに用いられます。 クロロホルム同様の臭気がある無色油状の液体で、揮発性が高く、引火性があります。また、発がん性が指摘されています。

#### 1,3-ブタジエン

合成ゴム及び樹脂の原料として広く用いられています。 無色の気体で可燃性が強く、化学反応性に富み、また、発がん性が指摘されています。

#### ヒ素及びその化合物

殺虫剤や薬剤などのほか、合金や半導体の材料としても用いられています。毒性があり、 頭痛、麻痺、呼吸困難、下痢などの急性中毒を引き起こします。また、体内への蓄積性があ り、肝臓障害、色素沈着などの慢性中毒や、発がん性も指摘されています。

#### マンガン及びその化合物

マンガン及びその化合物(金属マンガン、二酸化マンガン、過マンガン酸カリウム等)は、合金の原料、マンガン乾電池の電極、酸化剤等に用いられています。マンガンは必須微量元素であり、マンガンが欠乏すると皮膚炎、毛髪の障害、低コレステロール血症などが起きます。その一方で経口又は吸入経路でマンガンに多量に曝露されると記憶障害、歩行障害、言語障害などの症状がみられます。

#### 塩化メチル

主な用途は、医薬品、農薬、発泡剤、不燃性フィルム、有機合成(ブチルゴム、シリコーン樹脂、メチルセルロース製造)、その他有機合成用各種メチル化剤、抽出剤、低温用溶剤とされています。

曝露によって神経系への影響(精神錯乱、めまい、神経過敏等)、消化管への影響、肝臓、 腎臓への影響(黄疸、無尿、タンパク尿)、錐体外路の障害等が報告されています。

#### アセトアルデヒド

主な用途は、酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル、ラクトニトリル、ポリアセトアルデヒド、ペンタエリスリトール、エチルアルコール、アクロレイン、パラアルデヒド等の製造原料、魚の防腐剤、防カビ剤、写真現像用、燃料配合剤、溶剤(硫黄、ヨウ化リンなど)、還元剤、医療用、香料等です。

高濃度の蒸気は、目、鼻、喉の粘膜や皮膚を刺激し、腐食をおこします。全身的には麻酔 作用及び意識混濁、気管支炎、肺浮腫等をおこします。

#### 石綿 (アスベスト)

石綿は天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止対策が図られています。

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第15条(常時監視)及び第16条(測定計画)の規定に基づき、愛知県知事が作成した令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画により岡崎市が実施した水質調査(以下「県測定計画調査」という。)並びに県測定計画調査以外の公共用水域の定期調査(以下「市定期調査」という。)の結果は、下記のとおりです。

記

- 第1 公共用水域水質調査結果
  - 1 調査期間

令和6年4月から令和7年3月まで

2 調查地点

30 河川(水域) 37 地点

(内訳)

県測定計画調査:8地点(環境基準点:6地点、補助点:2地点)

市定期調査:29 地点(類型指定地点※1:5 地点、その他地点※2:24 地点)

- ※1 県測定計画調査8地点を除く類型指定されている水域の調査地点
- ※2 類型指定されていない水域の調査地点
- 3 調查項目
  - (1) 健康項目 (人の健康の保護に関する環境基準) カドミウム始め 26 項目
  - (2) 生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)
    - ア 生活環境の保全に係る項目 BOD (生物化学的酸素要求量) 始め 5 項目
    - イ 水生生物の保全に係る項目 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸
- 4 調査結果
  - (1) 健康項目

カドミウム始め 26 項目について、37 地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目

ア 生活環境の保全に係る項目

及びその塩)の3項目

類型指定されている6河川7地点(県測定計画調査:5地点、市定期調査:2地点)における環境基準設定項目(pH、BOD、SS、DO 及び大腸菌数の5項目)の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、BOD は全ての地点で環境基準を達成しましたが、大腸菌数については乙川下流(占部用水取入口)、雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)で環境基準を達成できませんでした。

# (県測定計画調査:5地点)

	水域名(地点名)	) • 類型		巴川	(細川頭首	<b>首</b> 工) ・ A	類型	
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6年度	適否
	На	6.5~8.5	7.4	0/12	7.5	0/12	7. 5	0/12
1	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	<0.5	0	0.5	$\circ$	0.5	0
	$\mathrm{SS}\left(\mathrm{mg}/\mathit{\ell}\right)$	25 以下	2	0/12	1	0/12	1	0/12
	${ m DO}\left({ m mg}/{ m \ell} ight)$	7.5以上	9.3	0/12	9.3	0/12	8. 9	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100ml)	300以下	180	$\circ$	160	0	170	0
	水域名(地点名)	) • 類型	Z	川上流(	岡崎市上才	〈道取入口	) · A類型	
	検査項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6年度	適否
	На	6.5~8.5	7.4	0/12	7.4	0/12	7.4	0/12
2	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.5	$\circ$	0.7	$\circ$	0.6	0
	$SS(mg/\ell)$	25 以下	2	0/12	1	0/12	1	0/12
	${\tt DO}({\tt mg}/{\it \ell})$	7.5以上	9. 2	0/12	9. 1	0/12	8. 9	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100ml)	300 以下	150	0	220	0	280	0
	水域名(地点名)	)・類型		乙川下流	(占部用力	(取入口)	· A類型	
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否
	На	6.5~8.5	7.4	0/12	7.5	0/12	7.4	0/12
3	BOD75%値(mg/@)	2 以下	0.8	0	0.9	0	0. 7	0
	SS(mg/Q)	25 以下	3	0/12	2	0/12	2	0/12
	DO(mg/Q)	7.5以上	9. 1	0/12	9.0	0/12	9. 1	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100ml)	300 以下	790	×	960	×	1600	×
	水域名(地点名)	)・類型		男	川(学校権	新) ・ A 類	[型	
	検査項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否
	рН	6.5~8.5	7.4	0/12	7.5	0/12	7. 3	0/12
4	BOD75%値(mg/@)	2 以下	<0.5	0	0.6	0	0.5	0
	$SS(mg/\ell)$	25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
	DO(mg/Q)	7.5以上	9. 7	0/12	9.5	0/12	9. 2	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100ml)	300以下	290	0	270	0	290	0
	水域名(地点名)	)・類型	雨	山川及び	乙女川下流	記(ツノジホ	喬) · AA 類	型
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否
	На	6.5~8.5	7.3	0/12	7.4	0/12	7. 3	0/12
(5)	BOD75%値(mg/ℓ)	1 以下	<0.5	0	<0.5	0	<0.5	0
	SS(mg/Q)	25 以下	1	0/12	< 1	0/12	1	0/12
	DO(mg/Q)	7.5以上	9. 7	0/12	9. 5	0/12	9. 4	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100ml)	20 以下	170	×	100	×	140	×

# (市定期調査:2地点)

	水域名(地点名)		矢作川下流 (美矢井橋) · A 類型						
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6年度	適否	
	На	6.5~8.5	7.4	0/8	7.5	0/8	7.4	0/8	
6	BOD75%値(mg/Q)	2以下	0.7	0	0.7	0	0.8	0	
	SS(mg/ℓ)	25 以下	3	0/8	3	0/8	3	0/8	
	DO(mg/Q)	7.5以上	9. 7	0/8	9. 5	0/8	9. 0	0/8	

	大腸菌数 90%水質値(CFU/100m2)	300以下	100	0	63	0	98	0
	水域名(地点名)	) • 類型		鹿乗川	(東鹿乗	川橋)・・	C類型	
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否
	На	6.5~8.5	7.3	0/12	7.3	0/12	7. 3	0/12
7	BOD75%値(mg/Q)	5以下	1. 9	0	2.2	0	1.4	0
	SS(mg/Q)	50 以下	9	0/12	9	0/12	4	0/12
	DO(mg/Q)	5 以上	8.9	0/12	8.5	0/12	8.6	0/12
	大腸菌数 90%水質値(CFU/100m2)	_	1400	_	1200	_	490	_

- ※市内37地点のBOD75%値については、別表等を参照してください。
  - (注1) pH、SS 及び DO の各年度は年間平均値を、適否は総検体数に対する環境 基準を超過した検体数の割合を示す。
  - (注2) B0D75%値は、全データを小さいほうから順に並べたときの  $0.75 \times n$ 番目のデータ値を示す。
  - (注3) 大腸菌数 90%水質値は、全データを小さいほうから順に並べたときの 0.9×n番目のデータ値を示す。

# イ 水生生物の保全に係る項目

類型指定されている6河川8地点において、全亜鉛(県測定計画調査:6地点、市定期調査:2地点)、ノニルフェノール及びLAS(県測定計画調査:6地点)の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、全ての地点で環境基準を達成しました。

(県測定計画調査:6地点)

	水域名(地点名	7)・類型		巴川(新	細川頭首工)	<ul><li>生物</li></ul>	B類型			
	項目	基準値	4 年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
1	全亜鉛(mg/Q)	0.03以下	0.001	0	0.001	$\circ$	0.001	0		
	/ニルフェノール (mg/0)	0.002以下	<0.00006	0	<0.00006	$\circ$	<0.00006	0		
	LAS(mg/Q)	0.05以下	0.0008	0	0.0008	$\circ$	0.0009	0		
	水域名(地点名	7)•類型	乙川(-	イ) (岡	崎市上水道]	取入口)	・生物 B 類	型		
	項目	基準値	4 年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
2	全亜鉛(mg/Q)	0.03以下	0.003	0	0.002	$\circ$	0.002	0		
	<i>ノニルフェノール</i> (mg/Q)	0.002以下	<0.00006	0	<0.00006	$\circ$	<0.00006	0		
	LAS(mg/Q)	0.05以下	0.0013	0	0.0012	$\circ$	0.0014	0		
	水域名(地点名)・類型		乙川	乙川(イ)(占部用水取入口)・生物 B 類型						
	項目	基準値	4 年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
3	全亜鉛(mg/Q)	0.03以下	0.005	0	0.003	$\circ$	0.004	0		
	<i>ノニルフェノール</i> (mg/Q)	0.002以下	<0.00006	0	<0.00006	$\circ$	<0.00006	0		
	LAS(mg/Q)	0.05以下	0.0024	0	0.0017	$\circ$	0.0019	0		
	水域名(地点名	7)•類型		男川	(学校橋)	· 生物 B	類型			
	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
4	全亜鉛(mg/ℓ)	0.03以下	0.002	0	0.002	0	0.001	0		
	/ニルフェノール (mg/Q)	0.002以下	<0.00006	0	<0.00006	0	<0.00006	0		
	LAS (mg/l)	0.05以下	0.0007	0	0.0008	0	0.0009	0		

	水域名(地点名	i)•類型	雨山川	雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)・生物 B 類型						
	検査項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
(5)	全亜鉛(mg/0)	0.03以下	0.001	0	0.001	0	0.001	0		
	ノニルフェノール (mg/Q)	0.002以下	<0.00006	0	<0.00006	0	<0.00006	0		
	LAS(mg/Q)	0.05以下	0.0006	0	0.0006	0	0.0007	0		
	水域名 (地点名)・類型		Z	乙川(ア)(乙川天神橋)・生物A類型						
	項目	基準値	4 年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否		
6	全亜鉛(mg/Q)	0.03以下	0.001	0	0.001	0	0.001	0		
	/ニルフェノール (mg/Q)	0.001以下	<0.00006	0	<0.00006	0	<0.00006	0		
	LAS(mg/Q)	0.03以下	0.0007	0	0.0007	0	0.0007	0		

# (市定期調査:2地点)

	水域名(地点名	7)・類型	矢	矢作川(イ)(美矢井橋)・生物B類型					
7	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否	
	全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.002	0	0.002	0	0.003	0	
	水域名 (地点名)・類型		居	鹿乗川(東鹿乗川橋)・生物B類型					
8	項目	基準値	4年度	適否	5年度	適否	6 年度	適否	
	全亜鉛(mg/l)	0.03以下	0.021		0.015		0.016		

<sup>(</sup>注) 各年度の値は年間平均値を示す。

# 令和6年度 市内河川のBOD75%値一覧

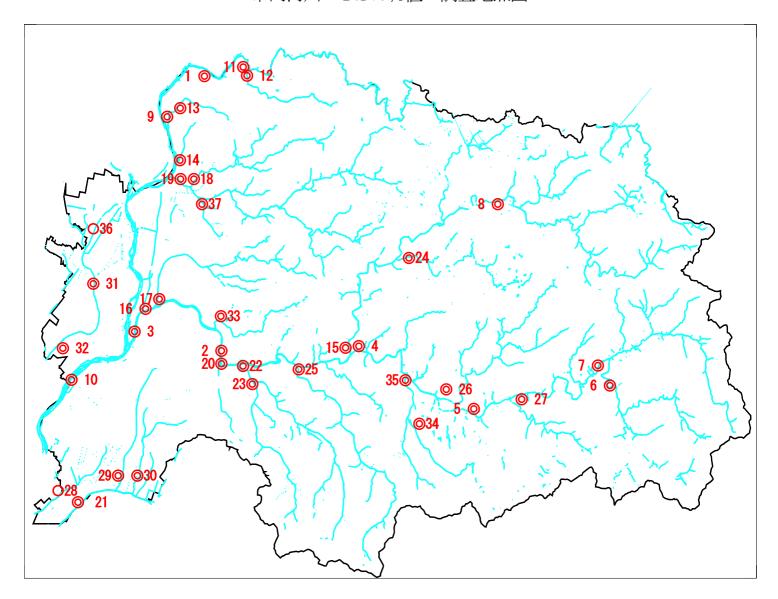
番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/l)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/l)
1	巴川・細川頭首工(A類型)	0.5	2	乙川上流・岡崎市上水道取入口(A類型)	0.6
3	乙川下流・占部用水取入口(A類型)	0. 7	4	男川・学校橋(A類型)	0.5
5	男川・南部簡易水道浄水場取入口(A類型)	0.5	6	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋(AA 類型)	<0.5
7	雨山川及び乙女川下流・万足上橋(AA 類型)	<0.5	8	乙川上流・乙川天神橋(A類型)	<0.5
9	矢作川下流・葵大橋(A類型)	1. 0	10	矢作川下流・美矢井橋(A類型)	0.8
11	郡界川・郡界橋	1. 0	12	霞川・坂下橋	0.7
13	北斗川・北斗橋	2. 0	14	於御所川・西蔵前町矢作川合流点	1. 1
15	乙川上流・梁野橋(A類型)	<0.5	16	早川・八帖町乙川合流点	1.4
17	伊賀川・竹千代橋	0.6	18	真福寺川・御蔵橋	<0.5
19	青木川・新青木橋	<0.5	20	六斗目川・大平町乙川合流点	0.7
21	広田川・中島橋	1. 2	22	山綱川・美合町乙川合流点	0.5
23	竜泉寺川・黒橋	<0.5	24	大高味川・水戸野橋	<0.5
25	鉢地川・第五鉢地川橋	0. 7	26	夏山川・北岡橋	<0.5
27	鳥川・山下橋	<0.5	28	安藤川・次郎兵衛橋	2.8
29	占部川・定国橋	1. 1	30	砂川・下西野橋	2. 0
31	鹿乗川・御用田橋(C類型)	1.6	32	鹿乗川・東鹿乗川橋(C類型)	1.4
33	更沙川・栄町乙川合流点	0. 7	34	前川・柴原橋	0.5
35	青木川・川向橋	0. 5	36	神田支川・木橋	2. 2
37	前田川・青木川合流点手前	1. 2			

- (注1)地点名の後に(○類型)の記載がない地点は、類型指定されていない調査地点
- (注2)番号1~8の8地点は県測定計画調査地点
- (注3)番号9~37の29地点は市定期調査地点
  - ア 番号9、10、15、31 及び32 の5 地点は類型指定されている市定期調査地点
  - イ 上記以外の24地点は類型指定されていない市定期調査地点
- (注4)類型指定区分は下記のとおりです。

市内河川では、B類型、D類型及びE類型の河川はありません。

類型指定区分	AA 類型	A類型	B類型	C類型	D類型	E類型	類型なし
環境基準値 (BOD75%値)	$1\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$3\mathrm{mg/Q}$	$5\mathrm{mg/Q}$	$8\mathrm{mg/Q}$	10mg/0	基準なし

# 市内河川のBOD75%値 調査地点図



区分	BOD75%値	地点数	標準的な川の様子
0	2.0 mg/Q以下	35	薬が少なく、澄んでいる。
0	2.1 mg/Q以上	2	薬が多くなるが、比較的澄んでいる。

# 過去5年の経年変化

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
調査地点数	41 地点	37 地点	37 地点	37 地点	37 地点
BOD75%値が 2.1 mg/0以上の地点数	2地点	9地点	0地点	2地点	2地点

# 生活環境の保全に係る環境基準(河川)

				基準値			
類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度 p H	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質量 S S	溶存 酸素量 DO	大腸菌数	市内河川 類型指定状況
AA類型	水道1級 自然環境保全及 びA以下		1 mg/L 以下		7.5mg/L	20 CPU/100mL 以下	雨山川及び乙女川下流(雨山川 全域及び雨山川合流点より下流 の乙女川)
A類型	水道2級 水産1級 水浴及びB以下	6.5以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	以上	300 CPU/100mL 以下	矢作川下流(明治用水頭首工より下流)、巴川(全域)、ス川 (全域)、男川(全域)
B類型	水道3級 水産2級 及びC以下	8.5以下	3mg/L 以下		5mg/L以	1,000 CPU/100mL 以下	-
C類型	水産3級 工業用水1級 及びD以下		5mg/L 以下	50mg/L 以下	上		鹿乗川(全域)
D類型	工業用水2級 農業用水 及びE以下	6.0以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L以	_	-
E類型	工業用水 3級環境保全	8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	ᅬ		-

# 水生生物の保全に係る環境基準 (河川)

	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			
類型		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS)	市内河川の 類型指定状況
生物A 類型	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0. 03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	乙川(乙川天神橋より上流)
生物特 A 類型	生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域		0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	_
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域		0. 002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	矢作川下流(明治用水頭首工より下流)、 巴川(全域)、乙川(乙川天神橋より下流)、 男川(全域) 雨山川及び乙女川下流(雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)、鹿乗川(全域)
生物特 B 類型	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域			0.04mg/L 以下	_

### 第2 地下水調查結果

## 1 調査期間

令和6年4月から令和7年3月まで

### 2 調査の概要

## (1) 概況調査

## ア メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、市内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から、新たな調査井戸を選定して調査を行いました。

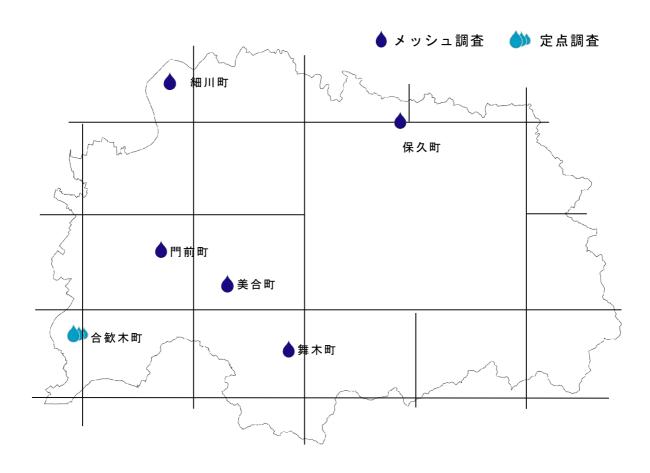
カドミウム始め28項目について、5地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

#### イ 定点調査

長期的な観点から地下水質の経年変化を把握するために、市内の代表的な地点において継続的に調査を行っています。

カドミウム始め28項目について、1地点で調査を行い、環境基準を達成しました。

## <調査地点図>



## (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業所からの報告等により、環境基準を超える汚染が新た に判明した場合に、その汚染範囲を確認し、汚染原因を究明するために実 施しています。

ア 概況調査により判明した汚染

概況調査により新たに汚染が発見された地点はありませんでした。

イ 事業者からの報告等により判明した汚染

事業者からの報告等により判明した土壌・地下水汚染はありませんでした。

# (3) 定期モニタリング (継続監視)調査

令和5年度以前の測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明 した地下水の汚染地域において、汚染の動向と浄化対策の改善効果の確認な どを目的として、継続的にモニタリングを実施しています。

過去の調査で環境基準を超過した 12 地点 (23 本) で継続調査を行い、6 地点 (6 本) で環境基準を超過しました。

※括弧内は井戸の本数を示す。

令和6年度定期モニタリング(継続監視)調査 (環境基準超過地点について抜粋)

調査地点	項目	超過濃度範囲	環境基準	
<b>神色地</b> 点		(mg/1)	(mg/1)	
井田町	鉛	0.023	0.01	
細川町	テトラクロロエチレン	0.013		
祐金町		0.019	0.01	
島坂町	クロロエチレン (別名塩化ビニル 0.0026		0.000	
局纵門	又は塩化ビニルモノマー)	0.0028	0.002	
板田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10	
細川町	明版社至糸及い里明版性至糸 	21	10	

#### 第3 今後の対応

引き続き、常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、法に基づき、事業者への指導、環境基準の達成・維持に努めていきます。

### 令和6年度 騒音・振動調査結果について

### 第1 自動車騒音·道路交通振動調査

### 1 調査目的

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第18条第1項の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

### 2 調査内容

### (1) 調査期間

令和6年4月から令和7年3月まで

### (2) 調査区間及び調査地点数

### ア 自動車騒音環境基準

日朔丰强目录况至中			
	路線	評価区間	総延長距離
1	東名高速道路	19 区間	18.5km
2	国道1号	38 区間	17.7km
3	国道 248 号	13 区間	14.4km
4	県道岡崎環状線	9 区間	13.7km
5	県道岡崎足助線	6 区間	10.5km
6	県道岡崎碧南線	8 区間	8.9km
7	県道岡崎西尾線	2 区間	4.3km
8	県道岡崎刈谷線	7 区間	8.6km
9	県道桜井岡崎線	2 区間	5.6km
10	県道桑谷柱線	2 区間	3.4km
11	県道市場福岡線	3 区間	2.1km
12	県道南大須鴨田線	1 区間	1.5km
13	県道東大見岡崎線	5 区間	4.3km
14	県道熊味岡崎線	1 区間	1.2km
15	県道岡崎幸田線	4 区間	6.1km
16	市道伝馬町線	3 区間	4.6km
17	市道日名橋線	3 区間	2.2km
_	計	126 区間	127.6km

#### イ 自動車騒音要請限度及び道路交通振動要請限度

令和6年度に測定調査を実施した路線及び地点数は以下のとおりです。

路線		地点
1	国道1号	1 地点
2	国道 248 号	8地点
計		9 地点

#### (3) 調査方法

#### ア 自動車騒音環境基準

騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)によります。

#### イ 自動車騒音要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音 の限度を定める省令(平成 12 年総理府令第 15 号)第 2 条によります。

### ウ 道路交通振動要請限度

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条によります。

### 3 調査結果

#### (1) 自動車騒音環境基準

#### ア 評価区間全体

17 路線 126 評価区間 (総延長距離 127.6km) について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合 (環境基準達成率) は 97.6%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		23, 026	97. 6
昼間	23, 602	23, 309	98.8
夜間		23, 042	97. 6

<sup>(</sup>注) 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

#### イ 東名高速道路

19 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は88.2%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	() /	1, 447	88. 2
昼間	1, 641	1, 571	95. 7
夜間		1, 447	88. 2

#### ウ 国道1号

38評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は95.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間		2, 592	95. 6
昼間	2, 712	2, 648	97. 6
夜間		2, 592	95. 6

### エ 国道 248 号

13 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は96.5%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		2, 245	96. 5
昼間	2, 326	2, 257	97. 0
夜間		2, 257	97. 0

### 才 県道岡崎環状線

9評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は95.5%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		2, 924	95. 5
昼間	3, 063	3,006	98. 1
夜間		2, 924	95. 5

### 力 県道岡崎足助線

6評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.7%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		2, 166	99. 7
昼間	2, 173	2, 171	99. 9
夜間		2, 167	99. 7

#### キ 県道岡崎碧南線

8評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.9%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		1,797	99. 9
昼間	1, 798	1, 797	99. 9
夜間		1, 798	100

## ク 県道岡崎西尾線

2評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		864	100
昼間	864	864	100
夜間		864	100

### ケ 県道岡崎刈谷線

7評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は94.9%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		967	94. 9
昼間	1,019	984	96. 6
夜間		967	94. 9

#### コ 県道桜井岡崎線

2評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.3%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
	(戸)	(戸)	(%)
昼間・夜間		1, 100	99. 3
昼間	1, 108	1, 100	99. 3
夜間		1, 101	99. 4

### サ 県道桑谷柱線

2評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		1,043	100		
昼間	昼間 1,043 1,043		100		
夜間		1, 043	100		

### シ 県道市場福岡線

3評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率	
	(戸)	(戸)	(%)	
昼間・夜間		643	100	
昼間	643	643	100	
夜間		643	100	

### ス 県道南大須鴨田線

1評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		439	100		
昼間	439	439	100		
夜間		439	100		

### セ 県道東大見岡崎線

5評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		958	100		
昼間	958	958	100		
夜間		958	100		

#### ソ 県道熊味岡崎線

1評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は100%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率	
	(戸)	(戸)	(%)	
昼間・夜間		315	100	
昼間	315	315	100	
夜間		315	100	

### タ 県道岡崎幸田線

4評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.9%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		2,007	99. 9		
昼間	昼間 2,010 2,007		99. 9		
夜間		2,008	99. 9		

### チ 市道伝馬町線

3評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.9%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		1,599	99. 9		
昼間	1,600	1, 599	99. 9		
夜間		1,600	100		

#### ツ 市道日名橋線

3評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を 達成した住居等の割合(環境基準達成率)は99.7%でした。

	評価区間内戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率		
	(戸)	(戸)	(%)		
昼間・夜間		600	99. 7		
昼間	昼間 602 602		100		
夜間		600	99. 7		

- (2) 自動車騒音要請限度(調査地点別の結果については別表1参照)
  - 9地点で調査を行い、8地点の調査地点で昼間及び夜間の時間帯ともに要請限度を下回りました。1地点の調査地点で夜間の時間帯のみ要請限度を超過しました。
- (3) 道路交通振動要請限度(調査地点別の結果については別表2参照) 7地点で調査を行い、全ての調査地点で昼間及び夜間の時間帯ともに要請限 度を下回りました。

#### 4 今後の対応

道路周辺状況の変化等に応じて、調査地点及び調査頻度の変更の検討を行いながら、引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

#### 第2 新幹線鉄道騒音·振動調査

1 調查目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年環大特第32号環境庁長官勧告)に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

#### 2 調查内容

- (1) 調査年月日
  - 令和6年11月18日、19日
- (2) 調査地点

4 か所 (各 2 地点: 軌道の中心から 25m 及び 50m の地点)

(3) 調査方法

ア騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環大特第 100 号環境庁大気保全局長通知)及び「新幹線鉄道騒音・評価マニュアル」(平成 22 年環水大自発第 100517001 号)によります。

#### イ 振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」によります。

#### 3 調查結果

(1) 騒音

正名町の 50m 地点及び上三ツ木町の 25m、50m 地点については、いずれも環境基準を達成しました。

正名町の25m 地点及び福桶町、合歓木町の25m、50m 地点については、いずれも環境基準を達成しませんでした。

(2) 振動

全ての調査場所各地点で指針値を下回りました。

### (3) 調査結果表

	騒音(70dB)				振動(70dB)			
年度	令和 :	5年度	令和6年度		令和5年度		令和6年度	
軌道中央から の距離(m)	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	70	69	72	70	66	63	66	64
上三ツ木町	70	68	70	68	63	57	63	57
福桶町	73	73	73	72	62	57	63	58
合歓木町	71	71	71	71	67	69	67	67

### 4 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は、騒音・振動対策として騒音レベルが比較的小さい新型車両への置き換え、防音壁の設置及び改良、レール削正などを実施しています。 本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。 別表1 令和6年度自動車騒音調査結果(要請限度)

番号	調査地点	到本 期 則	調査対象道路		測定値	(dB)	要請限周	度(dB)
留万	<u> </u>	調査期間	路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	宇頭北町	10/17, 18, 21	一般国道1号	4	74	71		
2	上地4丁目	10/17, 18, 21	一般国道248号	4	68	63		
3	若松町	10/17, 18, 21	一般国道248号	4	68	62		
4	戸崎町	11/19, 21, 22	一般国道248号	4	67	61		
5	上六名1丁目	11/19, 21, 22	一般国道248号	6	72	67	75	70
6	城北町	11/19, 21, 22	一般国道248号	6	68	64		
7	井田南町	11/5, 6, 7	一般国道248号	6	71	66		
8	岩津町	11/5, 6, 7	一般国道248号	4	69	66		
9	仁木町	11/5, 6, 7	一般国道248号	4	71	67		

別表 2 令和 6 年度道路交通振動調査結果(要請限度)

番号	調査地点	調査期間	調査対象道路		測定値(dB)		要請限度 (dB)	
留り	<b>则</b> 且.坦.尔	<u>,则且</u> 别目	路線名	車線数	昼間	夜間	昼間	夜間
1	宇頭北町	10月21日	一般国道1号	4	48	42	65	60
2	上地4丁目	10月17日	一般国道248号	4	39	34		
3	戸崎町	11月21日	一般国道248号	4	36	30		
4	上六名1丁目	11月22日	一般国道248号	6	31	25	70	65
5	井田南町	11月6日	一般国道248号	6	47	40	70	69
6	岩津町	11月5日	一般国道248号	4	41	36		
7	仁木町	11月5日	一般国道248号	4	43	35		

#### 1 自動車騒音に係る基準

(1) 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

	地 域 類 型			基準 (LAeq)	幹線交通を担う道 路に近接する空間	
	第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域	左記のうち、2車	昼間	60dB 以下		
A	第1種中高層住居専用地域第2種中高層住居専用地域	線以上の車線を 有する道路に面 する地域	夜間	55dB 以下	昼間 70dB 以下	
	田園住居地域					
	第1種住居地域	左記のうち、2車 線以上の車線を	昼間	65dB 以下	夜間	
В	準住居地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	有する道路に面 する地域	夜間	60dB 以下	65dB 以下	
	近隣商業地域商業地域	左記のうち、車線	昼間	65dB 以下	(全地域共通)	
С	準工業地域 工業地域	を有する道路に - 面する地域	夜間	60dB 以下	※備考参照	

#### ※備 考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下) によることができる。

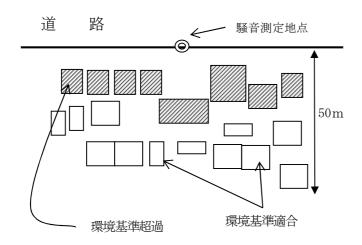
- 注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は、4車線以上の区間)
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
  - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

### ~環境基準の面的評価とは~

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

### 備考 等価騒音レベル (LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住宅等の騒音レベルを推計します。



環境基準を達成する住居等の戸数と割 合を把握します。 環境基準 = 環境基準達成戸数 (12 戸) 評価区間内全戸数 (20 戸) = 60%

### (2) 要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

	W 15 0		要請喺	良 (LAeq)		
	地 域 区 分	n± 88 +#-	道路に面	する区域	幹線交通を担う道	
		時間帯	1 車線	2 車線以上	路に近接する空間	
	第1種低層住居専用地域		CT ID	70 ID		
	第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB		
а	第1種中高層住居専用地域				昼間 75dB	
	第2種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB		
	田園住居地域					
	第1種住居地域		CT ID	75 10		
1	第2種住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間	
b	準住居地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	夜間	55dB	70dB	70dB	
	近隣商業地域	昼間	7.5	· ID		
_	商業地域	生间	75dB		/ A 11/- 11 > 77 \	
С	準工業地域	夜間	7.0	)dB	(全地域共通)	
	工業地域	1文 [刊	70	UUD		

- 注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
  - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

### 2 道路交通振動に係る基準

### (1) 要請限度

振動規制法第16条第1項の規定に基づくもので、道路交通振動により道路の 周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路 管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対し て道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

	地 域 区 分	要請限	度 (L10)	
	地域区分	昼間	夜間	
	第1種低層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
1	第2種中高層住居専用地域	CE ID	COAD	
1	田園住居地域	65dB	60dB	
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域			
	近隣商業地域			
2	商業地域	70dB	65dB	
	準工業地域			
	工業地域			

注1 L10とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ 除いた80%レンジの上端値を示す。

注2 時間の区分は、昼間は7時から20時、夜間は20時から翌朝7時

### 3 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針

#### (1) 新幹線鉄道騒音環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」 (昭和50年7月29日環境庁告示46号)

	地 域 類 型	環	境	基	準
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		70dB	以下	•
П	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	7	75dB	以下	

#### (2) 新幹線鉄道振動指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」 (昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号)

- ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特 段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

#### ~新幹線騒音・振動の測定方法とは~

#### (1) 騒音

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

#### (2) 振動

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

### 令和6年度 ダイオキシン類調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「法」という。) 第26条(常時監視)及び第27条(都道府県知事等による調査測定)の規定に基づ き、大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況 を調査しました。

#### 1 環境調查結果

### (1) 大気環境

1地点で調査を実施し、環境基準を達成しました。

### (2) 水環境

ア 公共用水域(水質及び底質)

3地点で調査を実施し、全てにおいて環境基準を達成しました。

#### イ 地下水

1地点で調査を実施し、環境基準を達成しました。

#### (3) 土壤環境

1地点で調査を実施し、環境基準を達成しました。

#### (4) 調查結果

(4)	H/ PJ .	Η./Ι	L.加木								
媒	(体		調査地点	•		調査結果					
大	気					春季 夏季 秋		秋	季 冬季		年平均
環	境	大平大気測定局 大平町		大平町	0.0053	0.010 0.0		)92	0.011	0.0085	
	公						令和	6年9	)月:	25 日	
	共					水質			底質		
水	用	1	細川頭首工	巴	Ш	0.14			0. 19		
一環	水	2	岡崎市上水道取入口		川上流	0.20			0.49		
境	域	3	占部用水取入口	راح	川下流	0.13			0. 53		
756	地				^ m→ lilo -1-o	令和6年9月26日		日			
	下水	一般家庭井戸		美合町地内		0.063					
土	壌	<b>⇔</b>			∧ <del>m lii di</del>	令和6年9月26日					
環	環境		宮西公園		合町地内	0.042			42		

- ※ 単位:大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/0、底質及び土壌 pg-TEQ/g
- ※ 大気環境の調査年月日は下記のとおり

(春季) 令和6年 5月8日~15日 (夏季) 令和6年7月17日~24日

(秋季) 令和6年10月10日~17日 (冬季) 令和7年1月15日~22日

#### (5) 環境基準

媒 体	環境基準
大 気	0.6 pg-TEQ/m³以下
水質	1 pg-TEQ/l 以下
底 質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

### (6) 調査地点図



### 2 行政検査結果

市は法第8条(排出基準)の遵守状況等を確認するため、法第34条(報告及び検査)の規定に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス中のダイオキシン類検査を実施しました。

(1) 大気基準適用施設からの排出ガス中のダイオキシン類測定結果

### ア 調査対象

大気基準適用施設 1施設

### イ 行政検査結果

排出基準に適合していることを確認しました。

表 大気基準適用施設の行政検査結果(単位:ng-TEQ/m³N)

事業場	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
㈱三栄シリカ	鉢地町字三山 13	廃棄物焼却炉	令和7年1月22日	0.0000019	1

#### (2) 今後の対応

市は、今後とも継続して立入検査を実施し、排出基準の遵守について指導するとともに、行政検査を実施していきます。

#### 3 事業者測定結果

事業者は、法第28条(設置者による測定)第1項及び第2項の規定に基づき、 毎年1回以上排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の 測定を行い、その結果を法第28条第3項の規定に基づき都道府県知事(本市においては岡崎市長)に報告することとされています。

また、岡崎市長は、その結果を法第28条第4項の規定に基づき公表することとされています。

令和6年度中に測定され、本市に報告されたダイオキシン類測定結果は、次の とおりです。

### (1) 排出ガスの測定結果

#### ア 大気基準適用施設の設置状況

令和6年度末時点(令和7年3月31日現在)、市内の廃棄物焼却炉などの 大気基準適用施設の設置状況は、表1のとおりです。

市内に設置されている大気基準適用施設の種類は、アルミニウム合金製造施設及び廃棄物焼却炉の2種類が該当し、施設数は16施設です。

稼動中施設 休止施設 施設名 合計 アルミニウム合金製造施設 2 0 2 廃棄物焼却炉 8 6 14 計 10 6 16

表 1 大気基準適用施設の設置状況

### イ 測定結果の報告状況(排出ガス)

事業者からの測定結果の報告状況は、表2のとおりです。

令和6年度は10施設から報告がありました。

表 2 測定結果の報告状況(排出ガス)

	報告施設		稼動中施設	使用開始後	
稼動中	報告後	報告後	のうち	世界開始後 1年未満の施設 <sub>※1</sub>	休止施設※2
施設	休止施設	廃止施設	未報告施設	1 中不何 7 地	
10	0	0	0	0	G
	10		U	U	6

- ※1 使用開始後1年未満の施設とは、令和6年4月1日以降に施設の稼働を開始し、年 1回の測定期限が到来していない施設をいう。
- ※2 休止施設とは、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで一度も稼働がなかった 施設をいう。

#### ウ 排出基準の適合状況

測定結果の報告があった全ての施設において、排出基準に適合していることを確認しました。

(別表1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果)

### (2) 排出水の測定結果

令和6年度末時点(令和7年3月31日現在)、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設などの水質基準対象施設の設置状況は、表3のとおりです。

なお、施設を設置する事業場からの排出水がないため、測定結果の報告はありませんでした。

表3 水質基準対象施設の設置状況

W-77 6	排出水 水質基準		排出水 水質基準		施設数
施設名	施設稼働中	施設休止中	施設 稼動中	施設 休止中	合計
廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集 じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	0	0	1	3	4

#### (3) ばいじん及び燃え殻の測定結果

#### ア 廃棄物焼却炉の設置状況

令和6年度末時点(令和7年3月31日現在)、ばいじん及び燃え殻の測定対象となる廃棄物焼却炉の設置状況は、表4のとおりです。

表 4 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼動中施設	休止施設	合計
廃棄物焼却炉	8	6	14

#### イ 測定結果の報告状況(ばいじん及び燃え殻)

事業者からの測定結果の報告状況は、表5のとおりです。

令和6年度中は8施設から報告がありました。

表 5 測定結果の報告状況(ばいじん及び燃え殻)

	報告施設数		稼動中施設	使用開始後	
稼動中	報告後	報告後	のうち	1年未満の施設※1	休止施設※2
施設	休止施設	廃止施設	未報告施設	1 中木何ળ旭臤※1	
8	0	0	0	0	G
8		U	U	6	

- ※1 使用開始後1年未満の施設とは、令和6年4月1日以降に施設の稼働を開始し、年 1回の測定期限が到来していない施設をいう。
- ※2 休止施設とは、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで一度も稼働がなかった 施設をいう。
- (注) 「ばいじん」とは、廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。 「燃え殻」とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。
- ウ 埋立処分等をする場合の処理基準への適合状況

ばいじん及び燃え殻を埋立処分等する場合は、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g (処理基準) 以下になるように処理しなければなりません。

測定結果の報告があった全ての施設において、ばいじん、燃え殻ともに、 処理基準に適合していることを確認しました。

(別表2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果)

# 別表1 排出ガスのダイオキシン類測定設置者報告結果

(単位:ng-TEQ/m³N)

事業場	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	[±±; -++
		<u> </u>		227LM17K	沙山巫华	備考
水野産業(株) 岡崎支店	大樹寺1-8-16	アルミニウム合金 製造施設 反射炉	R6. 9. 27	3. 7	5	
小灯 压未 (怀)	<b>▽</b> (和 立1_0_10	アルミウム合金 製造施設 回転炉	R6. 9. 27	0. 045	1	
愛知県 中央家畜保健衛生所	美合町地蔵野1-306	廃棄物焼却炉	R6. 12. 17	0. 00000030	5	
岡峰市 由血ケリーンセンター	坂田町亜添石2-1	廃棄物焼却炉 1号	R6. 8. 26	0. 0027	0. 1	
induid the TLV / / - < C / / /	12XHP 1 단세하다 1	廃棄物焼却炉 2号	R6. 9. 18	0. 0023	0. 1	
		廃棄物焼却炉 1号	R6. 9. 11	0. 024	1	
岡崎市 八帖クリーンセンター	八帖南町立島2-1	廃棄物焼却炉 2号			1	休止中
		廃棄物焼却炉 6号(し尿)			10	休止中
		廃棄物焼却炉 7号(し尿)			10	休止中
図版古 11 サノケルプラゼ	宣陈李昕阿州伊瓦	廃棄物焼却炉 1号			1	休止中
шуюц н Э У 1 Э 7 F Z	6本型四四元	廃棄物焼却炉 2号			1	休止中
(独)家畜改良センター 岡崎牧場	大柳町栗沢1-1	廃棄物焼却炉	R6. 12. 25	0. 11	10	
栄屋乳業(株)	東牧内町甲田45	廃棄物焼却炉	R6. 10. 1	0.0033	10	
(株)三栄シリカ 本社工場	鉢地町三山13	廃棄物焼却炉	R6. 11. 13	0. 0000058	1	
(株)デクレッス アートクリーン岡崎東工場	保母町木崩1-51	廃棄物焼却炉	-	_	10	故障中 (未測定) R6.6~休止
日本エステル(株) 岡崎工場	日名北町4-1	廃棄物焼却炉	R6. 9. 5	0.0000012	10	
同 同 ( )	岡崎市 中央クリーンセンター  岡崎市 八帖クリーンセンター  岡崎市 リサイクルプラザ  独)家畜改良センター 岡崎牧場  株屋乳業(株)  株) 三栄シリカ 本社工場  株) デクレッス アートクリーン岡崎東工場	周崎市 中央クリーンセンター	製造施設   回転が   製造施設   回転が   廃棄物焼却炉   1号   廃棄物焼却炉   株) デクレッス アートクリーン岡崎東工場   保段町木崩1-51   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   保段町木崩1-51   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   廃棄物焼却炉   保段町木崩1-51   廃棄物焼却炉   Reman   Reman	製造施設 R6.9.27 回転炉 R6.12.17 廃棄物焼却炉 R6.12.17 廃棄物焼却炉 R6.8.26	製造施設   R6.9.27   0.045   回転停   R6.9.27   0.045   回転停   R6.9.27   0.045   回転停   R6.9.27   0.0000030   R 乗物焼却炉   R6.8.26   0.0027   R 乗物焼却炉   R6.8.26   0.0027   R 乗物焼却炉   R6.9.18   0.0023   R 乗物焼却炉   R R R R R R R R R R R R R R R R R R	製造監討 R6.9.27 0.045 1 回転炉 R6.12.17 0.0000030 5 原棄物焼却炉 R6.12.17 0.0000030 5 原棄物焼却炉 R6.8.26 0.0027 0.1

# 別表 2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果

基準: 3 (単位:ng-TEQ/g)

			ı		l		3.321 1.12 2		長準:3(単位:ng−TEQ/g)
			ばい	じん	燃え	と殻	ないしんの混	と燃え殻 合物	
番号	事業場	所在地	採取 年月日	測定結果	採取 年月日	測定結果	採取 年月日	測定結果	備考
1	愛知県 中央家畜保健衛生所	美合町地蔵野1-306					R6. 12. 18	0	廃棄物焼却炉No-1
2	岡崎市 中央クリーンセンター	板田町西流石2-1	R6. 8. 26	0. 31					1号及び2号から排出され たばいじんの混合物
4			R6. 9. 11	0. 14	R6. 9. 11	0			1号
5	岡崎市 八帖クリーンセンター	八帖南町立島2-1	_	l					2号 休止中
6	Wall All All All All All All All All All	八帕田田町 <u>五</u> 畑2 1		l		l			6 号(し尿) 休止中
7			_	_	_	_			7号(し尿) 休止中
8	岡崎市 リサイクルプラザ	高隆寺町阿世保5	_	_	_	_			1 号 休止中
9	Imiled III 2001 2000 2000	间框 在 图 阿 匠 床 2	_	-	_	-			2号 休止中
10	(独)家畜改良センター 岡崎牧場	大柳町栗沢1-1					R6. 12. 26	0	
11	栄屋乳業(株)	東牧内町甲田45	R6. 10. 1	0. 0043	R6. 10. 1	0.0038			
12	(株)三栄シリカ 本社工場	鉢地町三山13	R6. 11. 13	0	R6. 11. 13	0			
13	(株)デクレッス アートクリーン岡崎東工場	保母町木崩1-51	_	_	_	_			故障中(未測定) 現在休止中
14	日本エステル(株) 岡崎工場	日名北町4-1	R6. 9. 5	0	R6. 9. 5	0			